

## 正誤表

『消費者法これだけは〔新版〕』（2024年4月）におきまして誤りがございました。謹んでお詫び申し上げますとともに、以下のとおり訂正いたします。

	該当箇所	正	誤
1	2頁・最終行	製造物責任法（1994年）	製造物責任法（1990年）
2	5頁・3～5行目	1976年に訪問販売法が制定された。その後、続々と出てくる悪質商法に対応すべく、規制する取引の範囲を広げ、特定商取引法と名称が改称され（2000年）た。	1976年に訪問販売法、特定商取引法などが制定された。これらの法律は、続々と出てくる悪質商法に対応すべく特定商取引法へと統合され（2000年）た。
3	5頁・本文下から7行目	以前の貸金業規制法（1983年）	以前の貸金業規制法（1985年）
4	11頁・12行目	金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律がある	金融サービス法がある
5	95頁・6～7行目	いずれか遅い方である。	いずれか遅い方から20日間である。
6	103頁・下から4行目	もともと「2ヶ月以上の…方法」の割賦払いに限定されていたが、1984年にリボルビング払いが、2008年に2ヶ月超のボーナス一括払い等が適用対象となった。	割賦払いとは、「2ヶ月の以上の…方法」をいう。これにより、分割払い、リボルビング払い…等が適用対象となる。
7	110頁・14～17行目	「前払式割賦販売」とは、毎月一定額を積み立てると、割増額の商品を購入できるなど、割賦販売業者がマシンや家庭用電気機械器具等の指定商品を引き渡すのに先立って・・・	「前払式割賦販売」とは、デパートの「友の会」に加入して、毎月一定額を積み立てると、割増額の商品を購入できるなど、割賦販売業者が指定商品を引き渡すのに先立って・・・
8	110頁・下から9行目	販売業者以外の事業者が商品の販売や……	販売業者以外の事業者が指定商品の販売や……
9	113頁・最終行	包括信用購入あっせん業者および個別信用購入あっせん業者は、消費者との……	包括信用購入あっせん業者は、消費者との……
10	114頁・4行目	（30条の2、35条の3の3）	（30条の2）
11	114頁・12～13行目	（30条の2の2）あるいは契約の締結（35条の3の4）が禁止される	（30条の2の2）が禁止される

12	116 頁・ 1 行目	「販売業者に <b>所有権</b> が留保されたものと推定される」	「販売業者に <b>所有者</b> が留保されたものと推定される」
13	135 頁・ 図表 5-2	「不動産 <b>特定共同</b> 事業法」	「不動産 <b>共同特定</b> 事業法」
14	135 頁・ 図表 5-2	金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律	金融サービス提供法
15	135 頁・ 図表 5-2(注)	<input type="checkbox"/> クーリング・オフ……適用有り。	<input type="checkbox"/> クーリング・オフ……適用有り。 (6)2023 年 11 月……に改正
16	145 頁・ 6・8 行目	金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律	金融サービスの提供に関する法律
17	145 頁・ 13-14 行目	……し、法律の名称も 2024 年には「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」(金サ法)へと変更された	……し、法律の名称が「金融サービスの提供に関する法律」(金サ法)と
18	186 頁・ 下から 2 行目	3 年または 10 年の消滅時効	3 年の消滅時効と、10 年の除斥期間
19	186 頁・ 最終行～ 187 頁・ 1 行目	生命または身体損害についての消滅時効は 5 年または 10 年と定められている	生命または身体損害については除斥期間は同様だが消滅
20	202 頁・ 6 行目	2009 年の消費者庁設置とともに	2011 年の消費者庁設置とともに
21	243 頁・ 索引語句	金サ法(金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律)	金サ法(金融サービス提供法(施行日未定ながら「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」へと改正))
22	244 頁・ 索引語句	不動産 <b>特定共同</b> 事業法	不動産 <b>共同特定</b> 事業法

\*補足説明

7 110 頁・14～17 行目：

割賦販売法の「前払式取引」には、「前払式割賦販売」と「前払式特定取引」とがあり、前者はミシン、家庭用電気機械器具等の指定商品の購入に関するもの、後者はいわゆる「友の会」や「冠婚葬祭互助会」に関するものである。

本書 110 頁では、「前払式割賦販売」の例として、「デパートの「友の会」に加入して」としているが、デパートの「友の会」は「前払式割賦販売」ではなく、「前払式特定取引」に該当する。

両者はともに「経済産業大臣の許可制がとられている」が、前払式割賦販売業者については許可件数0となっている。また、前払式特定取引（友の会）は81社、前払式特定取引（冠婚葬祭互助会）は230社となっている（2025年9月末時点）。

Cf. 経済産業省のHP:

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/consumer/credit/maebaraikyokazigyousyaitiran.html>

9~10 | 113~114 頁:

過剰与信防止のための措置は、包括信用購入あっせん業者と同様に、個別信用購入あっせん業者にも義務づけられている。（112頁図表4-5 行為規制一覧を参照）

11 | 114 頁・12 行目:

なお、過剰与信防止のための措置とは別に、個別信用購入あっせん業者には適正与信義務（販売業者の勧誘にかかる調査の義務づけ）が規定されている。

18・19 | 186~187 頁

消滅時効と除斥期間の区別は、消滅時効が「時効によって消滅する」と定められているのに対し、除斥期間は「も、同様とする」（例 民法126条）と定められている。

債権法改正に伴い、民法724条および724条の2では、後者すなわち「も、同様とする」の文言は削除され、全て「時効によって消滅する」に収められ、全て消滅時効と定められた。

製造物責任法もこれと同じく、第5条で「時効によって消滅する」に収められており、除斥期間は削除された。

## 補 遺

2025年6月1日に施行された改正刑法により、従来の「懲役」と「禁固」が一本化されて新たに「拘禁刑」が導入されたことをふまえ、テキスト中の「懲役」との表記は「拘禁刑」に訂正する。

該当する箇所は、57頁(8行目)、58頁(14行目)、68頁(9・10行目)、89頁(下から2・9行目)、97頁(下から8・11行目)、125頁(下から9・10行目)、128頁(下から4行目)、161頁(8・9行目)、196頁(下から3行目)。

同様に、資料編【無限連鎖講の防止に関する法律】（228~229頁）の第五条・第六条は以下の通り修正する。

第五条 無限連鎖講を開設し、又は運営した者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第六条 業として無限連鎖講に加入することを勧誘した者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。